

養育費の取り決めや継続的な履行確保 に向けた支援を行います

(令和7年6月 12 日改訂)

豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町、岬町にお住まいの、児童扶養手当受給者又は同様の所得水準のひとり親の方に、養育費に関する公正証書等の作成等に必要な費用等を補助します。

※申請される前に必ず下記大阪府養育費の履行確保等支援事業ホームページをご確認いただき、対象要件や対象経費等の詳細をご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/youikuhi/index.html>

①公正証書等作成費用支援事業

養育費に関する公正証書の作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用を支給します。

公正証書等作成日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

支給額

●対象経費の全額（公正証書作成 上限額 43,000 円 調停申立て・裁判 上限額 76,000 円）

②養育費保証契約における保証料支援事業

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用を支給します。

養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

支給額

●契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ないほうの額（上限額 50,000 円）

③未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

裁判所への養育費の強制執行申立てに要する収入印紙代や公的機関等が求めた連絡用の郵便切手代及び未払い養育費強制執行申立てに要する弁護士費用のうち着手金等を支給します。

裁判所において強制執行が実施された日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

支給額

●対象経費の全額（上限額 150,000 円）

④裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

裁判外紛争手続（ADR）に要する費用のうち、申立料や依頼料及び1回目の調停に係る費用を支給します。

裁判外紛争解決手続（ADR）の1回目の調停が終了した日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

支給額

●対象経費の全額（上限額 50,000 円）

養 育 費

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。

養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

公 正 証 書

公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

養育費の取り決めを一定の条件を満たす公正証書（執行証書）によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続きを利用することができます。公正証書の利用につきましては、最寄りの公証役場にご相談ください。

（大阪府内の公証役場一覧）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/table/kousyou/all.html>



養育費保証契約

養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに、保証会社から立替払いを受けることができます。詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

裁判外紛争解決手続（ADR）

裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、裁判によらない紛争解決手段のことで、行政機関や民間機関による和解、あっせん、仲裁及び民事調停・家事調停、訴訟上の和解などをいいます。

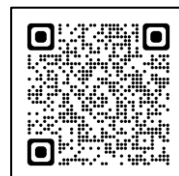
【養育費の履行確保についてのお問い合わせ先】

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課事業推進グループ

TEL：06-6941-0351（内線：4261）

FAX：06-6944-3052

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/youikuhi/index.html>



【養育費全般についてのお問い合わせ先】

大阪府立母子・父子福祉センター

TEL：06-6748-0263

FAX：06-6748-0264

URL：<https://osakafu-boshiren.jp/>

